

## 第22期第2回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年6月15日（火） 14：00～14：40

II 場 所：福島県水産会館研修室（いわき市中央台飯野四丁目3-1）

### III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

#### (1) 議案

議案第1号 福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）

議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示

議案第4号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

議案第5号 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について

#### (2) 報告事項

ア 福島・茨城連合海区協議会の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者及び欠席者

#### 1 委 員

##### (1) 出席者 13名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員

狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員

森田 政利 委員 山下 博行 委員 吉田 康男 委員

川邊 みどり 委員 久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員

宮下 朋子 委員

##### (2) 欠席者 2名

渡邊 登 委員 吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課 主任主査	成田 薫
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所 主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（総務担当）	菊田 嘉重
〃 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

<b>1 開会 (14:00～)</b>	
事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第2回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
<b>2 会長挨拶</b>	
事務局 (根本主幹)	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第2回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中での開催となりましたが、皆様も健康に十分に御留意いただければと思います。さて、本日は、議案が5件、報告事項が1件予定されております。いずれも重要な案件ですので、活発な議論により、審議いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<b>3 出席状況報告</b>	
事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は、全15名のうち、渡邊登委員、吉田数博委員を除く13名の御出席をいただいております。このうち、渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での出席となっており、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
<b>4 議事録署名人選出</b>	
事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名人には、鈴木委員、平委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしく申し上げます。</p>
両委員	(「はい」)
<b>5 議題</b>	
事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p>
<b>(1) 議案</b>	
議案第1号	福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件 (諮問・答申)

議 長	<p>それでは、議案第1号「福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明を申し上げますが、その前に、本日の「報告事項ア」で議題としている福島・茨城連合海区協議会の結果について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>資料の30ページをお開きください。議案第1号に関連するものでございますので、議案第1号について御審議される前に御報告させていただきます。</p> <p>本協議会は、福島・茨城の相互入会漁業の知事許可の枠数や操業海域について、両県の意見を調整し、合意を得るための会議でございます。会議は、許可の更新に合わせて開催され、これまでは2年毎に開催されてきました。</p> <p>去る5月28日に、北茨城市の大津漁村センターにて、茨城入会漁業調整小委員会及び福島・茨城連合海区協議会を開催し、茨城入会漁業調整小委員会の委員の方々に御出席いただきました。</p> <p>33ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、両県の要望事項と事前調整結果です。協議会開催前に、茨城入会漁業調整小委員会を開催し、両県の意見を踏まえた、事前調整の経過と最終的な事前調整結果が、入会枠数、操業期間、操業区域とも「現状維持」となったことが報告されました。これについて、特に御異議はなく、福島・茨城連合海区協議会に臨むことが了承されました。</p> <p>次に資料34ページを御覧ください。こちらは、「合意に基づく相互入会漁業許可（案）」でございます。福島・茨城連合海区協議会では、「福島・茨城相互入会漁業の調整」について協議が行われた結果、中型まき網漁業を除き「現状維持」となり、現在の入会枠数、操業期間、操業区域と同じ内容となりました。中型まき網漁業につきましては、令和2年11月16日の国からの告示により、福島県知事が許可できる枠数が0となり、相互入会が成立しなくなったことから、今回の協議内容から除外することとなりました。また、表の下に記載されているとおり、茨城県からの要望より、許可の有効期間を3年とすることが合意されました。現在、相互入会については、今年3月まで、本県が操業自粛中であったことから、実際の操業は行われてきませんでした。今後は、実際の操業隻数と許可数の差をみながら、枠数の検討を行っていくことも合意されております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	では、続いて知事部局より諮問の内容を説明願います。
水野課長	議案第1号 福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について、御説明いた

します。

資料の4ページ、貴委員会に諮問させていただきました諮問文の写しでございます。

資料の13ページをお開きください。

諮問の概要でございます。

令和2年12月1日に施行されました県漁業調整規則に基づきまして、知事許可につきましては、漁業種類、操業区域など、従来の許可証に許可の内容とされていたものや許可又は起業の認可を申請すべき船舶の数が、制限措置として定めることとされております。

また、許可をしようとするときは、この制限措置を定め、許可又は起業の認可を申請すべき期間とともに公示することとされております。

さらに、許可又は起業の認可を申請すべき船舶の数を上回る申請があった場合、許可する者を定めるための基準を定めることとされております。

これらを定める場合には、知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていることから、今回、福島県知事が茨城県の漁船に対して発給する入会漁業の許可、13ページの表組みに記載いたしました6つの漁業の許可の発給事務を進めるため、貴委員会に諮問するものでございます。

4に記載しておりますが、公示する許可数につきましては、資源管理の観点から、これまでの枠数を超えないよう設定する考えでございます。茨城県との合意内容が、これまでの枠数どおりでございましたので、合意内容どおりの許可数としております。

資料6ページをお開きください。

第1として、小型底びき網漁業でございます。

1が制限措置の内容、これまでどおりの操業区域等の内容で設定してございます。

2が許可又は起業の認可を申請すべき期間、7月6日からの1か月間の設定でございます。

3の許可の有効期間については、茨城県との合意を受けて、これまでの2年間から3年間に変更してございます。

以下11ページまで6漁業の公示内容でございます。

12ページをお開きください。

申請数が、公示した許可すべき船舶の数を超えた場合の優先順位でございます。経営安定の観点から、現に許可を有するものを優先する内容としております。

5ページをお開きください。以下11ページまで、県報に登載し公示する内容でございます。

なお、この公示の案につきましては、公示までの間に文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

	います。 説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
永瀬委員	増やすのはダメだと言っているが、茨城の船を減らすことはできるのか。
水野課長	先ほど説明しましたが、従前の茨城から入ってくる船の許可枠数については、資源管理上増やすことは考えていないが、減らす部分につきましては、資源管理に逆行するものではないということで茨城県と福島県の話し合いの中で減少させることについて、福島県としては異議ありません。
永瀬委員	操業自粛になっていたが、福島県船が行けないところの茨城県船も来ているということだが、減らすことはできるのか。
水野課長	実際の各協議としては、県としては、いわきの漁業者の意向や要望内容を、先ほど事務局から説明のありました茨城との入会の協議会の中でしっかり議論していただいて、了解が得られた中身で進めていければ良いかと思えます。 ですから、減らす方向の協議については、入会が平成22年まで行われた際にも、福島県としては減らす方向での要請をしていたところでございます。 今後、操業自粛、試験操業が終了して入会を実際に始めるという段階になったら、減らす方向の協議をしっかりといただければと思えます。
永瀬委員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。 ほかに質疑がないようですので、採決に移りたいと思えますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和3年6月4日付けで知事から諮問のありました「福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
<b>議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）</b>	
議 長	それでは、議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。

水野課長	<p>議案第2号特定水産資源の漁獲可能量の変更について説明いたします。</p> <p>15ページをご覧ください。こちらが諮問文でございます。</p> <p>特定水産資源である「クロマグロ」の、令和3年4月1日から翌年3月31日までの令和3管理年度について、漁業法第15条第1項第2号に基づき、農林水産大臣が各県への当初配分数量を定めますが、知事は、漁業法第16条第1項に基づき、この範囲内において、知事が策定する福島県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めましたもので、令和3年3月12日に公示いたしました。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>今般、令和3年5月14日付けで、農林水産大臣から知事に、漁業法第15条第6項に基づき、昨年の漁獲可能量の取り残しについて、各県への追加配分に伴う県別漁獲可能量の変更の通知がありました。</p> <p>4に記載のとおり、くろまぐろ小型魚について、4.9トンが本県に追加配分されたことから、12.8トンという配分になっております。</p> <p>3の記載のとおり、貴委員会の意見を聴いて漁業法第16条第5項に基づく知事管理漁獲可能量を変更することが必要となったものでございます。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>県報に登載し公示いたします案でございます。</p> <p>なお、この公示の案につきましては、公示までの間に文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく願います。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	<p>素朴な質問で申し訳ないですけども、福島県では、くろまぐろをどういうところで、どのような漁法で捕られているのでしょうか。</p>
水野課長	<p>くろまぐろでございますが、福島県では、曳き釣り、沿岸海域、小型船で国の承認を受けて漁獲しています。</p> <p>漁場は沿岸域、漁法は引き縄釣りになります。</p>
川邊委員	どちらの漁協になりますか。
水野課長	<p>どちらかと言えは盛んに行われているのは、いわき地区でございますが、漁場がある場合には、相馬地区でも操業される方がいると聞いております。</p>
川邊委員	ありがとうございます。
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>ほかに質疑がないようですので、採決に移りたいと思っております。</p>

	よろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和3年5月31日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。

### 議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示

議長	<p>それでは、議案第3号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>資料は18ページからで、はじめに、19ページの操業の禁止区域の地図を御覧ください。</p> <p>この指示は、富岡川以南の水深100メートルより深いところにある沖合天然礁で、マダラを対象としたはえなわ漁業を操業する場合、旧ガス田正東線から以南は水深300メートルまでを操業禁止区域とするものです。</p> <p>資料の20ページを御覧ください。</p> <p>指示発動までの経緯等について、御説明いたします。</p> <p>昭和57年から59年にかけて、沖合の天然礁で、県外はえなわ船の操業が目立つようになり、この操業に対して、地元漁業者から排除の要望が出され、昭和60年の委員会で指示の発動が決定されました。</p> <p>指示内容等の推移については、表に示したとおりで、平成2年6月に、県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、平成16年からは、事務局が提案した新たな調整内容について、漁業者協議会、説明会等で検討を重ね、最終的には、平成20年2月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。</p> <p>なお、本県分の承認枠は、いわき市漁協の勿来支所3、小浜1、小名浜3、江名町3、豊間1、沼之内1、四倉2、久之浜3の合計17隻で、他県への枠はございません。</p> <p>21ページをご覧ください。承認及び操業の実績を示しました。震災後は、平成27年度にいわき市漁協勿来支所の3隻を承認し、平成30年度以降は、江名町所属船1隻を加えた4隻を承認しております。</p> <p>同じページの表1、図1にいわき地区におけるマダラの漁獲データを示しております。平成27年は、試験操業により、747kgの実績がありました。</p> <p>現在、本県海域は、本格操業には至っておりませんが、今後、</p>



	<p>操業が拡大していけば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。</p> <p>資料18ページを御覧ください。委員会指示の案について示しております。これを朗読して、御提案といたします。</p> <p>&lt;指示案朗読&gt;</p> <p>説明は、以上でございます。御審議を、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	お伺いしたいのですが、20ページの表の一番下なのですが、「漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了」として、江名から1隻ということ、これから1隻だけ操業するということでしょうか。
事務局 (根本主幹)	実際の承認の枠数は中段の濃い文字になっているいわき市漁協と小名浜底曳き漁協に枠が設定されておりまして、こちら書いてある数字が承認の枠数になります。この枠内で申請が上がってくれば承認を出すということになります。
川邊委員	1隻に限らないで、これから申請があればということですか。
事務局 (根本主幹)	そのとおりです。
川邊委員	わかりました。 ありがとうございます。
議 長	ほかにありませんか。 ほかに質疑がないようですので、採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第3号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様のお願ひをいたします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり発動することに決定されました。
<b>議案第4号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について</b>	
議 長	それでは、議案第4号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。 事務局から説明願ひます。
事務局 (根本主幹)	「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」、御説明いたします。 資料は22ページからになります。

この指示は、小型定置漁業の保護のため、その設置場所周辺で、他の漁業の操業を制限するもので、昭和37年から発動されております。

資料の23ページを御覧ください。

定置・小型定置漁業の保護区域の指示発動の経緯等について、御説明いたします。

まず、昭和26年の委員会で定置漁業免許後に適宜保護区を指示することが決定され、昭和27年に、「前後沖側各750メートル」の委員会指示が発動されました。

資料の24ページを御覧ください。その後の経過は、指示内容等の推移に示したとおりですが、昭和37年以降、小型定置にも保護区域を設定し、昭和48年に大型定置と小型定置のそれぞれの指示を一本化し、平成15年には大型定置漁業がなくなったため対象漁業から削除し、指示の有効期間を5年から1年に変更しております。

なお、定置網の震災前の操業実績は、共同漁業権漁業が「磯部のいわし・さば小型定置網が1」及び「鹿島のさけ角網が2」で、知事許可漁業の小型定置網が「原釜1」、「磯部1」、「鹿島2」で、全部で7ヶ統でした。

東日本大震災後により漁具が被害を受け、その後知事許可の申請が無かったことから、平成29年に指示を見直し、以降、指示の発動はございませんでした。しかし、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島に2つの許可が発出されております。今後は、操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。

委員会指示の案については、資料22ページのとおりで、これを朗読して、御提案といたします。

<指示案朗読>

説明は、以上でございます。御審議を、よろしく願いいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。 質疑がないようですので、採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の手を申し上げます。
各委員	(挙手総員)

議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。
<b>議案第5号 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について</b>	
議長	<p>それでは、議案第5号「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」、御説明いたします。</p> <p>資料の25ページを御覧ください。漁業調整委員会は、漁業法134条により、3つの委員会が規定されておりますが、この内、2の広域漁業調整委員会の委員の互選について、でございます。</p> <p>広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うため、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されております。海域毎に(1)～(3)の委員会があり、本県は、太平洋広域漁業調整委員会に委員を選出しております。</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会の委員構成は、3のとおりで、北海道から宮崎県までの各県海区委員会からの互選委員18名、大臣選任の漁業者代表委員7名、大臣選任の学識経験者3名で構成されております。</p> <p>資料の26ページを御覧ください。4月15日に開催された第1回の委員会において、令和3年9月30日までの広域委員の互選についてお諮りし、鈴木委員に御就任頂いております。</p> <p>資料の27ページを御覧ください。令和3年4月27日付けで、水産庁より令和3年10月以降の委員について報告依頼がありましたことから、あらためて、互選について御協議いただくものでございます。</p> <p>以上、御説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
議長	ただ今の説明がありました。如何いたしますか
川邊委員	鈴木委員に引き続きお願いするのが良いと思います。
議長	<p>ただ今、鈴木委員にお願いする御意見がありましたが、そのほかありませんか。</p> <p>なければ、鈴木委員にお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか</p>
各委員	(「異議無し」との声あり)
議長	異議無しとのことなので、鈴木委員を太平洋広域漁業調整委員会委員に選任することを決定いたします。鈴木委員、よろしくお願いたします。
鈴木委員	よろしくお願いたします。

## 6 閉会

議長	報告事項アについては、先ほど説明がありましたので、これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第22期第2回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。
----	---

令和3年6月15日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長：今野智光 

議事録署名人：鈴木哲二 

議事録署名人：平 くに一 

